

令和５年度十和田市デジタル化導入支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 市は、デジタル化による市内の事業者等の業務の効率化を促進するため、事業者等が行う通信環境の整備等に係る事業について、予算の範囲内で令和５年度十和田市デジタル化導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人であること。
- (2) 補助金の交付後も市内において事業を継続する意思があること。
- (3) 市区町村税に滞納がないこと。

２ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象としない。

- (1) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第２条第３号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を営む者
- (3) 前２号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた者

（補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額）

第３条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

２ 補助金の交付の回数は、別表各号に掲げる補助対象事業につき１回限りとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を行う前に、令和5年度十和田市デジタル化導入支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 申請者が個人事業主の場合は、住民票の写し及び個人事業主であることが分かる書類
- (3) 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書
- (4) 誓約書（様式第3号）
- (5) 市区町村税に滞納がないことを証する書類
- (6) 補助事業の内容及び補助対象経費の内訳が分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第2号に掲げる住民票に関する情報及び同項第5号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（補助金の交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和5年度十和田市デジタル化導入支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとする。

（事業内容の変更申請等）

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、令和5年度十和田市デジタル化導入支援補助金事業計画変更（中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査

し、及び必要に応じて現地調査等を行い、事業計画の変更又は事業の中止について承認の可否を決定し、令和５年度十和田市デジタル化導入支援補助金事業計画変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条 補助事業者は、補助事業が完了し、かつ、経費の支払が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和６年２月29日のいずれか早い日までに、令和５年度十和田市デジタル化導入支援補助金実績報告書（様式第７号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業が完了したことが分かる書類
- (2) 補助事業に要した経費の支払を証明する書類の写し
- (3) 財産管理台帳（様式第８号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第８条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、令和５年度十和田市デジタル化導入支援補助金確定通知書（様式第９号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条 補助金は、前条により額を確定した後に交付するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、令和５年度十和田市デジタル化導入支援補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（帳簿及び書類の備付け）

第11条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に係る経費と他の経費とを明確に区分して整理し、補助金の使途を明らかにしておか

なければならない。

- 2 前項の帳簿及び書類は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(財産の処分)

第12条 補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、市長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を市に納付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
(1) 無料Wi-Fi利用環境の整備	(1) 無料Wi-Fi利用環境の整備に必要な情報機器及びその周辺機器の購入費 (2) 前号の機器の設置に伴う工事費 (3) その他必要と認められるもの	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額又は100,000円のいずれか低い額以内
(2) 通信機器を使用した遠隔会議システムの整備	(1) 通信機器を使用した遠隔会議システムに必要な機器の購入費 (2) 前号の機器の設置に伴う工事費 (3) その他必要と認められるもの	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額又は200,000円のいずれか低い額以内
(3) 業務を改善するためのソフトウェアの導入	(1) ソフトウェアの導入初期費用 (2) ソフトウェア利用料（契約した最初の1年間分に限る。） (3) その他必要と認められるもの	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額又は200,000円のいずれか低い額以内
(4) 電子決済端末の購入	(1) 電子決済端末及び周辺機器の購入費 (2) その他必要と認められるもの	補助対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額又は200,000円のいずれか低い額以内

備考

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。
- 2 消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。
- 3 国、県、市町村等から交付される補助金の対象となる経費は、補助対象

経費から除くものとする。